

知的財産活動助成金交付要綱

制 定 平成 26 年 4 月 11 日 経経第 33 号（経済局長決裁）
最近改正 令和 4 年 4 月 6 日 経も第 1510 号（経済局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 知的財産活動助成金（以下「本助成金」という。）は、横浜知財みらい企業の認定企業及び知的財産活動への取組意欲の高い企業に対し、知的財産に関するコンサルティング費用、知的財産権の取得に要する費用の一部を助成することにより、市内中小企業者の知的財産活動を支援することを目的に交付する。
- 2 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）（以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

（1）中小企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。
ただし、個人事業主及び次号のみなし大企業を除く。

（2）みなし大企業

- 次のいずれかに該当する中小企業をいう。
- ア 一の大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している中小企業者
 - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している中小企業者
 - ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

（3）本社

商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。

（4）知的財産

知的財産基本法（平成 14 年法律 122 号）第 2 条で定義されたものをいう。

（5）倒産

企業が、銀行等取引停止処分、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合をいう。

（6）知財関係事業者

特許事務所、特許業務法人、法律事務所、コンサルティング会社などであって、知的財産に関するコンサルティングを業務として行う事業者をいう。

（7）横浜知財みらい企業

公益財団法人横浜企業経営支援財団が実施する「横浜知財みらい企業支援事業」に基づき、認定を受けた企業をいう。

(申請者の要件)

第3条 この要綱における本助成金の交付を受けるための申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 申請時に、横浜知財みらい企業であること。
- (2) 次に掲げる事項の全てに該当する事業者であること。
 - ア 横浜市内に本社を置く中小企業であること。
 - イ 創業から12月を経過していること。
 - ウ 公益財団法人横浜企業経営支援財団が実施する、知財コンサルティングを受けていること。

2 次の各号に該当する者は、対象外とする。

- (1) 申請年度において本助成金の交付決定を受けた者
- (2) 前項2号に規定する者で過去に本助成金の交付を受けた者
- (3) 申請時点において倒産等の状況にある者
- (4) 申請時点において市税を滞納している者
- (5) 申請時点において横浜市に対する債務の支払い等の滞納をしている者
- (6) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (7) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第4条 本助成金の対象となる事業は、当該年度内に実施する事業で、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。この場合において、実施する事業が一体であると市長が認めるものを除き、2以上の事業を同時に申請することはできないものとする。

- (1) 知的財産に関する管理・運営体制の整備
- (2) 知的財産に係る調査・分析
- (3) 知的財産に係る評価・知的財産の流通
- (4) 知的財産権の取得

2 第1項第4号の知的財産権の取得とは、国内出願に係る事業で、出願済みのものであり、かつ当該年度内に支払いが行われるものを対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反する又はそのおそれがある事業、その他市長が適当でないと認める事業
- (2) 当年度及び過去に本市及び他の機関又は制度において同種の助成を受けている事業
- (3) 本制度において、申請者が過去に交付を受けた内容と重複する事業
- (4) 第1項第1号から第3号までに掲げる事業のうち、申請前に、契約、実施等がなされている事業

(助成対象経費)

第5条 前条における助成の対象となる経費は、別表1に掲げる経費のうち、市長が定める事業完了報告の日までに契約、取得、実施及び支払いが全て完了したもの（以下「助成対象経費」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は助成対象経費から除外する。
 - (1) 消費税及び地方消費税相当額
 - (2) 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいもの
 - (3) 支払先が、助成対象者及び助成対象団体の役員又は役員の属する企業等であるもの
 - (4) 知財関係事業者に対する顧問料
 - (5) 個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用
- 3 助成対象者が共同で事業を行った場合は、助成対象者が実際に負担（支出）した金額を上限として助成対象経費とする。

(助成率及び助成限度額等)

第6条 助成率及び助成限度額は、別表1に定めるところによる。

- 2 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項及び前項に定める本助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(交付の申請)

第7条 本助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子申請システム、郵送又は持参（本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システムにより送達を行うことを指す。）により、次に掲げる書類をそれぞれ市長が定める日までに送達しなければならない。

- (1) 知的財産活動助成金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 知的財産活動助成金事業計画書（第2号様式）
 - (3) 役員等氏名一覧表（第3号様式）
 - (4) 直近1年分の法人市民税の納税証明書（法人市民税が非課税の場合は、滞納がない証明書）の写し
 - (5) 第3条第1項第2号に規定する申請者については、申請者の発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履行事項全部証明書）の写し
 - (6) 第3条第1項第2号に規定する申請者については、公益財団法人横浜企業経営支援財団が実施する、知財コンサルティングを受けていることがわかる書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号に規定する書類については、第3条第1項第1号に規定する申請者が、1年以内に市内に移転した場合は、これに代わる書類として履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内）を提出しなければならない。
 - 3 第4条第1項第4号に掲げる事業について助成金の交付を受けようとするときは、出願書

類の写し及び出願を受理したことを確認することができる書類を提出しなければならない。

- 4 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、省略させることができる。
- 5 補助金規則第24条の規定については、同条ただし書に基づき本補助金では適用されないこととする。

(交付決定)

第8条 市長は、第7条の規定による申請を受理したときは、その内容について、適切性を審査し、本助成金交付が適当と認めるときは、知的財産活動助成金交付決定通知書(第4号様式)により、不適当と認めるときは知的財産活動助成金不交付決定通知書(第5号様式)により、その旨を申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)が前条に定める交付決定通知書の交付を受けた後に、次の各号に掲げる理由により助成金交付申請の取下げを行う場合には、知的財産活動助成金交付申請取下届(第6号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。
 - (2) 交付申請をした事業の遂行が困難なとき。
- 2 市長は、前項に規定する交付申請取下届の提出があったときは、知的財産活動助成金交付決定取消通知書(第14号様式)により助成対象者に通知する。

(変更の承認申請)

第10条 助成対象者は、次の各号に該当する場合は、速やかに、かつ市長が定める日までに知的財産活動助成金交付申請内容変更届出書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定を受けた事業の内容の変更
 - (2) 助成対象者の名称、所在地、代表者の変更
- 2 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 3 計画の変更により見積金額が増額となった場合は、当初決定額を上限として本助成金を交付する。
- 4 市長は、承認又は不承認の決定に基づき、承認の場合は知的財産活動助成金交付申請内容変更承認通知書(第8号様式)により、不承認の場合は知的財産活動助成金交付申請内容変更不承認通知書(第9号様式)により助成対象者に通知する。

(実績報告)

第11条 助成対象者は、交付の対象となった事業が完了したときは、速やかに、かつ市長が定める日までに、次の各号に定める書類を市長に送達しなければならない。

- (1) 知的財産活動助成金対象事業実績報告書（第 10 号様式。以下「報告書」という。）
 - (2) 前号の報告書に記載された助成対象となる経費が支払済であることを証する書類の写し
 - (3) 助成対象事業に係る成果物等
 - (4) その他市長が必要とする書類
- 2 補助金規則第14条第 1 項第 3 号に定める、補助対象事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助対象者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類の規定については、同条第 4 項の規定に基づき、省略させることができる。

（本助成金交付額の確定）

- 第 12 条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、報告書及びその添付書類等により、交付の対象となった事業の成果、経費の適切性等を審査し、本助成金の交付額を確定し、知的財産活動助成金交付額確定通知書（第 12 号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により通知する。ただし、交付確定額は、第 8 条第 1 項により通知した助成金の交付決定額を上回ることはできない。
- 2 助成金の交付額確定にあたり、交付申請時の助成対象経費から減額があった場合は、減額になった助成対象経費をもって助成金額の算出を行う。

（本助成金の請求等）

- 第 13 条 交付額確定通知書を受理した助成対象者は、速やかに、知的財産活動助成金交付請求書（第 13 号様式。以下「請求書」という。）を市長に送達しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、本助成金を交付する。

（調査権の留保）

- 第 14 条 市長は、必要があると認めたときは、本助成金の用途について調査を行うことができる。

（交付決定の取消等）

- 第 15 条 市長は、助成対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、交付決定の取消しをした場合は、知的財産活動助成金交付決定取消及び返還通知書（第 15 号様式）により通知することとする。
- (1) 第 3 条に定める申請者の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 本市及び他の機関又は制度において同種の助成を受けていたとき。
 - (3) 本助成金の交付条件に違反したとき。
 - (4) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の手段により本助成金の交付を受けたとき。
 - (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
 - (6) 助成金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - (7) 日本の法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に本助成金が交付され

ているときは、その全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 第1項の規定は、第12条の規定により通知すべき本助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 市長は、助成対象者が本条第1項各号に該当した場合、助成対象者等の名称及びその内容を公表することができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

- 第16条 前条の規定により、この助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、交付助成金相当額の支払を命じたときは、市長は、助成対象者が助成金を受領した日から助成対象者が交付助成金相当額を支払った日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間においての既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成対象者に納付させることができる。
- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成対象者が定められた納期日までに助成金相当額を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。
 - 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

- 第17条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

- 第18条 第16条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(暴力団排除の確認)

- 第19条 市長は、必要に応じ申請者又は助成対象者が、第3条第2項第6号及び第7号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(市税納税の確認)

- 第20条 市長は必要に応じ申請者又は助成対象者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の保存期間)

- 第21条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止する要綱)

2 この要綱の制定に伴い、横浜市知的財産活用促進事業助成金交付要綱（平成 18 年 10 月 27 日 経観経支第 267 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。

別表1（第6条）

大項目	助成対象事業	助成対象経費	助成率	上限	内容
知的財産コンサルティング助成	知的財産に関する管理・運営体制等の整備	職務発明規定等の作成・整備	1/2	15万円 （第3条第1項第2号に規定する申請者については、10万円）	職務発明、営業秘密管理、共同開発規定（規則）等の作成、見直し等
		知的財産の棚卸し			権利や営業秘密を維持する価値があるかどうかを評価し、棚卸しを検討
		発明届出・審査システム等の整備			研究開発した成果の届出システム、審査システム等の導入、見直し等
		知的財産侵害予防対策			特許等に関する他社とのトラブル予防対策等（個別具体的な案件は対象外）
		知的財産の管理・運営を適切に行うための社内教育			知的財産の管理・運営を適切に行うために、社員に行う知的財産等に関する社内教育等
	知的財産に係る調査・分析	研究開発時調査・分析			研究開発時に行う先行技術調査・分析
		特許登録可能性調査・検討			出願時又は審査請求時に行う先行技術調査・検討、その他の知的財産に関する調査・分析
		知的財産の応用分野の調査・分析			特定の特許や技術等に関する応用分野の調査・分析
		その他知的財産に関する調査・分析			その他の知的財産に関する調査・分析
	知的財産に係る評価・知的財産の流通	知的財産価値評価			特許や技術等の価値の評価、金額換算による特許等の経済的価値の評価
		知的財産の流通			特許や技術等の供与・移転・流通のための契約書の整備等

知的財産権の取得助成	知的財産権の取得	知的財産権に係る出願料	1/2	15万円 (第3条第1項第2号に規定する申請者については、10万円)	特許、実用新案、意匠、商標の出願料
		知的財産権に係る登録料(初回納付分のみ)			実用新案登録料、意匠登録料、商標登録料
		知的財産権の出願及び取得に係る弁理士等代理人に支払う費用			特許、実用新案、意匠、商標の出願及び取得に係る手続きを弁理士又は弁護士に委託した場合に支払う報酬

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）所在地 〒

法人名

代表者役職

代表者氏名

知的財産活動助成金交付申請書

知的財産活動助成金交付要綱第7条の規定に基づき助成金の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1 助成金交付申請額 _____, 0 0 0 円

(1,000円未満の額は切り捨てるものとします。)

2 申請区分

- 知的財産コンサルティング
 知的財産権の取得

3 誓約事項

下記内容を承諾し、同意しました。

- ・申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。
また、必要があるときは申請者の課税状況について、横浜市が官公署に報告を求めることについて承諾します。
- ・申請者は申請内容を(公財)横浜企業経営支援財団へ情報提供することを承諾します。
目的：各種事業案内やアンケート調査、ヒアリング等
項目：事業者名、氏名、住所、連絡先等、当該申請書記載の内容

4 添付書類

- (1) 知的財産活動助成金事業計画書（第2号様式）
- (2) 役員等氏名一覧表（第3号様式）
- (3) 見積書の写し
- (4) 直近1年分の法人市民税の納税証明書（法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書）の写し

知的財産活動助成金 事業計画書

1 申請者の概要

会社名			
代表者名			
所在地			
資本金	円	設立年月日	年 月 日
従業員数	名	業 種	
事業内容 (※1)			
連絡担当者	(氏名) (電話) (E-Mail)		

※1 事業内容は会社案内等の添付により省略可。

※2 事業計画書（第2号様式）は、2 実施事業の概要以降の記載について、実施する事業によって様式が異なりますのでご注意ください。

様式 A : 知的財産コンサルティングタイプ

※実施事業が、(1)知的財産に関する管理・運営体制の整備、(2)知的財産に係る調査・分析、(3)知的財産に係る評価・知的財産の流通のいずれかの場合に使用してください。

2 実施事業の概要

実施目的	<ul style="list-style-type: none">・現在の状況、課題を明らかにすること。・実施予定事業を行う理由、得られる効果を分かり易く記載すること。・今回の結果を踏まえ、今後の予定を明記すること。
実施予定事業内容 ※上段にチェックを入れ、下段に具体的な実施内容を記載	<p><実施予定事業>※該当するもの全てにチェックしてください</p> <p>(1) 知的財産に関する管理・運営体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 職務発明規定等の作成・整備<input type="checkbox"/> 知的財産の棚卸し<input type="checkbox"/> 発明届出・審査システムの整備<input type="checkbox"/> 知的財産侵害予防対策<input type="checkbox"/> 知的財産の管理・運営を適切に行うための社内教育 <p>(2) 知的財産に係る調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 研究開発時調査・分析<input type="checkbox"/> 特許登録可能性調査・検討<input type="checkbox"/> 知的財産の応用分野の調査・分析<input type="checkbox"/> その他知的財産に関する調査・分析 <p>(3) 知的財産に係る評価・知的財産の流通</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 知的財産価値評価<input type="checkbox"/> 知的財産経済的価値評価<input type="checkbox"/> 特許や技術等の供与・移転・流通のための契約書の整備 <hr/> <p><事業の具体的内容> (原則、3頁以内)</p>

3 過年度交付内容等との相違点

※過年度、本助成金の交付を受けた方は必ず記入してください。

※当年度及び過年度、他の助成金へ申請中又は交付を受けた方は必ず記入してください。

過年度交付内容との相違点	<p><相違点分かるよう、詳しく記入してください。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度とその要点、今次申請の要点、及び相違点を明記すること。 ・該当が無い場合も、その旨記入すること。
他の助成金の申請内容との相違点	<p><相違点分かるよう、詳しく記入してください。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の助成金の名称、申請又は交付年度、その要点を明記すること。 ・今次申請の要点、及び相違点を明記すること。 ・該当が無い場合も、その旨記入すること。

4 経費の内訳

※国内消費税は対象外とする。

※見積書等の内容と整合性が取れるように記載すること。

項目	金額（円）	内訳
合計	ア	
	イ（ア×0.5 ※千円未満切捨て）	
交付申請額	ウ（イまたは、下記の上限額*のいずれか低い額）	

<助成金の上限額*>

貴社の該当するものに、チェックをお願いします。

- 横浜知財みらい企業の認定企業（上限額：15万円）
- （公財）横浜企業経営支援財団が実施する、知財コンサルティングを受けている企業（上限額：10万円）

5 委託先

事業者名：
住 所：
担 当 者：
電 話：

様式B：知的財産権の取得タイプ

※実施事業が、知的財産権の取得の場合に使用してください。

2 実施事業の概要

発明・考案等の名称 (商標の場合は商標名)	
出願日	年 月 日
出願番号	
実施事業 ※該当するもの 全てにチェック してください	知的財産権の取得 <input type="checkbox"/> 知的財産権に係る出願料 <input type="checkbox"/> 知的財産権に係る登録料(初回納付分) <input type="checkbox"/> 知的財産権の出願及び取得に係る弁理士等代理人に支払う費用
発明・考案等の内容	※特許権、実用新案権の取得にかかる事業の場合は、発明、考案の内容を記載 ※意匠権にかかる事業の場合は、意匠図面等を添付 ※商標にかかる事業の場合、ロゴがあればロゴを添付、併せて指定商品・役務を記載

3 知的財産権の活用事業計画

知的財産権を活用している、又は活用予定の事業の内容	
---------------------------	--

知的財産権の取得により見込める効果、又は、取得した知的財産権を活用することで見込める効果	
--	--

4 知的財産権の取得に要した費用（消費税を除く。）

※国内消費税は対象外とする。

※見積書等の内容と整合性が取れるように記載すること。

項目	金額（円）	内訳
合計	ア	
	イ（ア×0.5 ※千円未満切捨て）	
交付申請額	ウ（イまたは、下記の上限額*のいずれか低い額）	

<助成金の上限額*>

貴社の該当するものに、チェックをお願いします。

- 横浜知財みらい企業の認定企業（上限額：15万円）
- （公財）横浜企業経営支援財団が実施する、知財コンサルティングを受けている企業（上限額：10万円）

5 委託先

※知的財産権の出願及び取得に係る弁理士等代理人に支払う費用を申請する場合に記入

事業者名： 住 所： 担 当 者： 電 話：

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	住所
代表者				

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名
代表者役職
代表者氏名

様

横浜市長

知的財産活動助成金交付決定通知書

知的財産活動助成金については、審査の結果、次の条件を付して交付することに決定しましたので、知的財産活動助成金交付要綱第8条（以下、「要綱」という。）に基づき通知します。

1 助成金交付予定額

_____, 0 0 0 円

2 交付条件

- (1) 本助成金は、助成対象事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 本事業の終了後、 年 月 日までに実績報告書等を提出してください。
- (3) 次の事項が生じたときには、速やかに所定の書類を提出してください。
 - ア 交付申請をした事業の遂行が困難になった等の理由から、申請の取下げを行うとき。
 - イ 交付決定を受けた事業内容、助成対象者の名称、所在地、代表者に変更が生じたとき。※変更により見積金額が増額となったとしても、交付決定額を増額することはできません。
- (4) 交付条件に違反した場合は、助成金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) 市長は、必要があると認めた場合は、当該助成金に関する調査を行うことがあります。

担当

様

横浜市長

知的財産活動助成金不交付決定通知書

知的財産活動助成金については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、知的財産活動助成金交付要綱第8条に基づき通知します。

担当

第6号様式（第9条第1項）

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）所在地 〒

法人名

代表者役職

代表者氏名

知的財産活動助成金交付申請取下届

知的財産活動助成金の交付申請について、次の理由により取下げますので、知的財産活動助成金交付要綱第9条第1項に基づき届け出ます。

1 取下げ理由

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

申請者 所在地
法人名
代表者役職
代表者氏名

知的財産活動助成金
交付申請内容変更届出書

知的財産活動助成金の交付申請について、変更が生じたので、知的財産活動助成金交付要綱第10条第1項に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更理由

2 変更内容

変更前	変更後

※見積金額の変更の場合は、新たな見積書の写しを添付してください。

注1) 必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更する場合があります。

注2) 計画の変更により見積金額が増額となった場合でも、当初決定額を上限として本助成金を交付します。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

知的財産活動助成金
交付申請内容変更承認通知書

知的財産活動助成金の変更申請につきましては、審査の結果、承認しましたので、知的財産活動助成金交付要綱第10条第4項により通知します。

- 1 変更内容
 - (1) 変更前

 - (2) 変更後

- 2 交付条件
 - (1) 本助成金は、助成対象事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。
 - (2) 本事業の終了後、 年 月 日までに実績報告書等を提出してください。
 - (3) 次の事項が生じたときには、速やかに所定の書類を提出してください。
 - ア 交付申請をした事業の遂行が困難になった等の理由から、申請の取下げを行うとき。
 - イ 交付決定を受けた事業内容、助成対象者の名称、所在地、代表者に変更が生じたとき。※変更により見積金額が増額となったとしても、交付決定額を増額することはできません。
 - (4) 交付条件に違反した場合は、助成金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
 - (5) 市長は、必要があると認めた場合は、当該助成金に関する調査を行うことがあります。

担当

様

横浜市 長

知的財産活動助成金
交付申請内容変更不承認通知書

知的財産活動助成金の変更申請につきましては、審査の結果、不承認としましたので、知的財産活動助成金交付要綱第10条第4項により通知します。

1 不承認理由

担当

第10号様式（第11条第1項第1号）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

〒

申請者	所在地
	法人名
	代表者役職
	代表者氏名

知的財産活動助成金対象事業実績報告書

本助成金の交付申請をした事業が完了しましたので、知的財産活動助成金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

（添付書類）

- ・経費の支払を証する書類（領収書の写し等）
- ・助成対象事業に係る成果物等

1 実施事業の概要

対象事業	<p>※該当する事業にチェック</p> <p>(1) 知的財産に関する管理・運営体制の整備</p> <p><input type="checkbox"/> 職務発明規定等の作成・整備 <input type="checkbox"/> 知的財産の棚卸し</p> <p><input type="checkbox"/> 発明届出・審査システムの整備 <input type="checkbox"/> 知的財産侵害予防対策</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産の管理・運営を適切に行うための社内教育</p> <p>(2) 知的財産に係る調査・分析</p> <p><input type="checkbox"/> 研究開発時調査・分析 <input type="checkbox"/> 特許登録可能性調査・検討</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産の応用分野の調査・分析</p> <p><input type="checkbox"/> その他知的財産に関する調査・分析</p> <p>(3) 知的財産に係る評価・知的財産の流通</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産価値評価 <input type="checkbox"/> 知的財産経済的価値評価</p> <p><input type="checkbox"/> 特許や技術等の供与・移転・流通のための契約書の整備</p> <p>(4) 知的財産権の取得</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産権に係る出願料</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産権に係る登録料(初回納付分)</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産権の出願及び取得に係る弁理士等代理人に支払う費用</p>
実施内容	
事業実施による成果	

実施期間	事業開始 年 月 日 事業完了 年 月 日
支払先 事業者	事業者名： 住 所：

2 助成対象経費（委託料・請負料）の内訳

（単位：円）

項目	金額（円）	内訳
合計	ア	
	イ（ア×0.5 ※千円未満切捨て）	
申請額	ウ（イ又は各事業の上限額のいずれか低い額）	

様

横浜市長

知的財産活動助成金交付額確定通知書

知的財産活動助成金対象事業実績報告書については、審査の結果、次のとおり助成金交付額を確定しましたので、知的財産活動助成金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

1 助成金交付確定額

_____, 000 円

2 次の事項が生じたときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。既に交付した助成金については、返還請求いたします。

- (1) 要綱第3条に定める申請者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 本市及び他の機関又は制度において同種の助成を受けていたとき。
- (3) 本助成金の交付条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の手段により偽りその他不正の手段によって本助成金の交付決定を受けたとき。
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (6) 助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (7) 日本の法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

3 助成金の使途について、必要があると認められるときは調査を行うことがあります。

担当

（請求先）

横 浜 市 長

請求者 所在地 〒

法人名
代表者役職
代表者氏名

知的財産活動助成金交付請求書

知的財産活動助成金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり知的財産活動助成金の交付を請求します。

請求金額 _____ , 0 0 0 円 _____

振 込 先

金融機関名 及び本支店名等	(金融機関コード _____ 支店コード _____)
種 目	・普通預金 _____ ・当座預金 _____ ※該当するものを○で囲んでください。
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

様

横浜市長

知的財産活動助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定しました知的財産活動助成金について、知的財産活動助成金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり助成金交付決定の（ 全部 ・ 一部 ）を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	円
取消しを行う理由	
備 考	

担当

様

横浜市長

知的財産活動助成金交付決定取消及び返還通知書

年 月 日付で交付決定しました知的財産活動助成金について、知的財産活動助成金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり助成金交付決定の（全部 ・ 一部）を取り消します。助成金交付後の場合は、返還するよう通知いたします。

1 助成金交付取消理由

2 交付取消金額

¥ _____, 000

3 返還請求について（助成金交付後の場合のみ記載）

返還請求額	円
	(返還請求額： 円) 【内訳】 (加算金： 円)
納付期限	年 月 日
納付方法	添付する納付書による
備考	積算根拠は別添のとおり
その他	

担当